

集団的自衛権の行使容認についてのアンケート結果

\*選択肢 行使容認 容認手続き 立憲主義との問題 近隣諸国との理解

伊藤 文明 (1区・柳原選)	—	—	—	—
前田 誠司 (2区・庄生)	○賛 定	当国は解釈変更 なし	必要	
宮崎 錠介 (3区・自民)	○全 面	当国は解釈変更 なし	必要でない	
田中 英之 (4区・自民)	○賛 定	当国は解釈変更 どちらともいえない	必要でない	
谷垣 徳一 (5区・自民)	—	—	—	
山井 和則 (6区・庄生)	×すべきでない	ある	必要でない	
安藤 哲 (比例選・自由)	○全 面	当国は解釈変更 どちらともいえない	必要でない	
京 優太 (比例選・自民)	×すべきでない	ある	必要でない	
清水 一郎 (比例選・公明)	○賛 定	当国は解釈変更 なし	必要でない	
内閣 謙 (比例選・公明)	×すべきでない	ある	どちらともいえない	
斎藤 勇二 (比例選・共産)	×すべきでない	ある	—	
人 二郎 (野党・留)	○全 面	当国は解釈変更 なし	必要でない	※「容認手続き」 の欄は、「 容認する」と 選択した場合のみ回答する。 ※「—」は無回答。
西田 嘉之 (野党・自民)	○全 面	その他	必要でない	
細川 鮎吉 (野党・自民)	×すべきでない	ある	どちらともいえない	
吉村 明子 (野党・自民)	×すべきでない	ある	—	
大岡 錦也 (1区・自民)	○賛 定	当国は解釈変更 なし	必要	
上野 朝一郎 (2区・自民)	○賛 定	当国は解釈変更 なし	必要でない	
武村 康次 (3区・自民)	○賛 定	解釈変更すべき	なし	必要
武藤 寛也 (4区・自民)	○全 面	その他	なし	必要でない
川端 達史 (比例選・自由)	どちらでもない	ある	どちらともいえない	
黒木 晴美 (比例選・公明)	○賛 定	憲法改正すべき	—	必要
二瀬 武史 (公明・自民)	○賛 定	解釈変更すべき	なし	必要
林 久義子 (公明・庄生)	どちらでもない	ある	どちらともいえない	

※「容認手続き」  
の欄は、「  
容認する」と  
選択した場合のみ回答する。  
※「—」は無回答。

東京都新聞社が行った集団的自衛権行使容認へのアンケート調査結果。国会議員へのアンケートで、国会議員のうち、6割強が「解釈変更が主に必要な時期を変更するだけではな  
く、将来的に憲法改正を求める声も多かった」などと答えたが、閣僚たる「容認すべき」意見がある。民主党政権は憲法改正を意  
思表明されただけでなく、同時に「容認すべき」とも答えた。

（「容認すべき」と活動地域を問うて）「容認すべき」として行動する「國定音認」をはじめ、集団的自衛権をめぐる在日韓国人の立場を示し、自民から反対はないかと対話に参加したうち12人中9人は「容認すべき」と答えた。

## 憲法「将来改正」多く 行使容認の立場 6割

集団的自衛権・京滋議員アンケート

が行われてゐる」との判断から、容認手続きで審議成り認められた自然権で世界は必要ないと。日本維新会は、岩永貴氏が「行使容認は憲法の基本原理に関わり、国民投票で判断するべき」と訴え、一方、民主党は「容認するべきではない」との憤りが6人中3人を占めた。前原誠司氏のみが「國定音認」を選び、「具体的なケースで必要なのが強制的強制は明らかにしておかなければいけない」と主張した。自衛権が憲法の構成であることはすくなく、その強制性に同意する者がいる。「政治的立場から」人が「国際的立場から」自分が「憲法に賛成されるべき」と主張したこと、つまりが問題がある」として福井善郎氏は「憲法に賛成される側の政府が、立憲政黨に解散を適用するのは憲法的ではない」と指摘した。

（京滋社会議会）

この問い合わせでは「必要」が9人、「あらためられない」が6人、「必要ない」とは4人だった。「必要ない」と容認の姿勢を判断した。

行使容認で「近隣諸国の理解を得る必要がある」との問い合わせでは「必要」が9人、「必要ない」が10人、「あらためられない」が6人だ。近隣諸国の理解を得る必要がある」とは、共産の森林明子氏は「近隣は憲法法で許されない。平和外交に徹すべき」と容認の姿勢を判断した。